

参議院内閣委員会會議録第四十一号

藤田 友竹君

、あつたことを確認して、町合会も散会し

で、爰則副総里之司方

す。

るのてささいきずか　さよみてささい

○国務大臣(木村篤太郎君) 抑制と考
えることは私は妥当じゃないと思いま
す。統合幕僚会議の議長及びその他必
要のある関係者を会議に出席させて意
見を述べさせるということのほうが議
事の進行その他において私は妥当であ
ろうと、こう考えておるのでありま
す。

○山下義信君 議事の進行について一
言発言をさせて頂きたいのです。今保
安庁の提出されました保安庁長官の御
説明になりましたこの本日の資料です
ね。これについて矢嶋委員から御質疑
があるようですが、まだ御質疑
が若干あるようです。それ
でその前に伺いたいと思いますので
議事の進行について発言を求めた次第
であります。

本日御提出になりましたこの保安庁
案ですね。これは昨日のところは未定
稿ということでお出しになりました。而
もそれについては十分責任を持ちか
ねるというふうな意味の結局御答弁
で、それでは困るということでありま
して、今朝は相当權威ある資料として
御提出下さるような順序になつて、委
員長の御説明の通りここへこれをお出
しになりましたのであります。従いま
して、私はいろいろ御質疑が各委員か
ら出される前に、この本日の御提出の
資料は保安庁としては最終の案である
かどうか。保安庁内部においてはまだ変
更するか。保安庁案としては今日の段
階としては最終の案であるかどうか。
これをしなすも未定稿と云うかどうか
ということ第一点確めておきたい。
それから第二点は、我々が国防会議
の内容がわからねば困るのだというこ
とで御無理を申上げたのであります。

から、本日の御提出の資料については
政府としても相当責任を持つて頂ける
かどうか、我々が審議の対象とするに
足るだけの信頼を置いてよろしいかど
うか、これが第二点。つまり結局は將
来法律を御提出になるに當りまして、
本日御提出のこの保安庁案なるものと
非常な大差のない見通しの下に我々は
この資料を扱うていかどうかという
ことなんでしょう。せつかくお出し
になりました資料もつまり法律案をな
ぜ出さないかということから来てお
る。その将来別途出さるべき法律と大
差のない資料でなければ、審議の対象
にならないことは言うまでもないので
あります。従いまして本日お出しにな
つたこの資料が政府が相当責任を持
つて、將來法律案を出されるときにはこ
れと若干の字句は変わるかも知れん
ど、大綱においては変らん決意だとい
うことでありますならば、私ももし
相当信頼を置くにやぶさかでない、従
つて内容については審議をすることも妥
当であると思うのであります。従いま
して私はこの際先ずこの資料について
政府がどれだけの責任を持つて、我々
が審議を進めて行くに足る資料として
扱い得られるかどうかという点につ
いての御所信を私は承わりたい、こう思
うのであります。

○国務大臣(木村篤太郎君) 只今お手
元へ配付いたしましたこの案は保安庁
としては最終の決定案であります。
第二の点につきましてはこれは只今
御承知の通り三党間に折衝中であるよ
うであります。その案に基き、又保安
庁の案と互いに眺み合せて、最終的に
決定されるものであらうと考えており
ます。

○山下義信君 私の後段の点につきま
してはまだ御確答が得られないのであ
りますが、私は政党内閣だと思つて、
この際はつきりして頂きたい。三党折
衝はもとより政治的にはその結論を待
たなければならぬけれども、現在の政
府としてはこの保安庁案に責任を持つ
てもらわなければならぬ。今日お出し
になった資料に責任を持つてもらわな
ければならぬ。三党折衝の問題は政治
問題でありますから別途でありますか
らこれを混同して頂いては困る。今日
の場合におきましては保安庁案につき
ましては政府として責任を持つて頂け
るかどうかと云う点。従いまして法律
案をお出しになるときは政府として
は本日この資料に基いて大体別途の
法律を出したいという少くとも多大の
希望はお持ちになるはずであります。
それが止むを得ない政治上の理由で法
律原案を提出せられるときに変更にな
りますことは、これは大所高所から
見ての別途の政治問題である。その大
きな政治問題がどう響くかというこ
とはこれは別問題である。今日審議を
進めるに當つての我々に与える資料と
しては政府が責任を持つて、將來法律
案を出すときには、この骨格によつて出
す決心であるという程度の御決意がな
くは私はならぬと思ふ。昨日来の私
どもの要求に対する木村長官の資料の
提出についての御努力を私は多とする
ものであります。私は長官は幸いに議
席を当院に持たれ我々と同僚である。
而も御所信は中立である、私は敬意を
表しておる。その長官が万難を排され
て我々の要望に應えられ、本日の資料
を出されたに付きまして私は多とする
ものであります。我々は徒らに反対党

であるからこの問題を以て本案の審議
について故障を言い立てておるのは
ないのであります。参議院の立場とし
て衆議院がこの問題を疎漏に審議し来
つたこの重大法案に對して、参議院の
責任としてかくのごとき審議の慎重さ
を加えてこそ我々は本院の存在価値を
認めるものであるという自負から御無
理を申上げておる。幸い長官は参議院
に議席を持たれ同僚として、而も中立
性を持たれた保安庁長官たる立場にお
いて御努力下さつたことについては多
とするのであります。従つて今日の資
料につきましても、相当政府としては
責任を負われるところの御決意、御誠
意を私は附加して頂きたい、かよう
に存するのではありません。重ねて御所信
を承わりたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 保安庁と
いたしましては最後のこの案を決定
したことは今申上げた通りでありま
す。従いまして保安庁といたしまして
は、この案に基いて十分の処置をいた
したいと云う決意を持つてやつて
おります。

○矢嶋三義君 その点については私も
午後確認したいし、そのために副総理
の出席を要求しておるのですから、委
員長のほうで至急に副総理の出席を要
求して下さい。その論を進める前に。
○木村篤太郎君 議事進行。今山下委
員が言つた性格についてもつとはつき
りして頂かなければならぬのです、そ
れが前提です。それから、
○矢嶋三義君 それを今やりますか
ら。伺いますが、木村長官はこれを昨
日は未定稿、あなたの信念に基くもの
でもない、あなた自身も検討中のも
のだと、云うことでありました

が、昨日の理事会の決定において保安
庁案として、保安庁の信念としてここ
に出されたわけでありましたが、保安庁
案というものを最終的に決定するのは
どういう機関でできるのございま
す。それを伺ひます。
○国務大臣(木村篤太郎君) 保安庁の
幕僚が会議に列席してやるのでありま
す。
○矢嶋三義君 それでは伺ひますが、
昨日から今朝までに保安庁の幕僚の会
議が開かれましたか。
○国務大臣(木村篤太郎君) 開いてお
ります。
○矢嶋三義君 その機関を確かに通つ
て出て来たものですね。
○国務大臣(木村篤太郎君) さようで
ございます。

○矢嶋三義君 伺ひますが、これは昨
日も議論になつたのでございしますが、
この親の法案である二法案が保守三派
の協定に基いて出るときからのいきさ
つから私新聞或いは人から承知するこ
ろによりますと、未定稿を参議院に
提出したことについて改進黨から木村
長官に對してその撤回方を要求された
というのを承知しておるのでありま
すが、そういうことがありましたかあ
りませんでしたか。
○委員長退席、理事長竹下豊次君清
席。
○国務大臣(木村篤太郎君) 私に對し
て直接ありません。
○矢嶋三義君 まだありませんか。
○国務大臣(木村篤太郎君) 今の通り
であります。
○矢嶋三義君 それでは改進黨から政
府に對してそういう申入があつたとい
うことを私は承つていたのでございま

すが、その点如何でございますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 私はまだ聞き及んでおりません。

○木村福八郎君 保安庁案というものの性質をちよつと伺いたいです。それは保安庁としては自衛隊ができた場合にこの国防会議を構成することが専門的に言つて一番防衛上よろしいのだと、そういう意味ですね。保安庁の最終案というものはこの三を作つた場合、保安庁としてはこういう構成で行くことが一番防衛上正しいのである、こういう構成以外では防衛はうまく行かないと、そういう意味での保安庁の専門的立場における最終案、こういう意味でございませう。

○国務大臣(木村篤太郎君) これが最も妥協なりと考えてした案であります。

○木村福八郎君 いや、今私が申し上げたこと、やはり妥協という中にはそういうことが含まれているわけでありませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) あなたの仰せになることは問題といたしまして、我々が考えておる最も妥協なるものと愚料しておるものであります。

○木村福八郎君 その妥協ということもつと正確に、具体的にはこういう構成以外では防衛を任務とする保安庁の立場としてはこういう国防会議の構成以外ではそれが妥協でなくなると、こういう立場にあることを意味するわけですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) さやうではあります。いろ／＼の案がありますしやう。いろ／＼の案があります。が、保安庁といたしましてはこれが最も適切な案と、こう考えております。

○矢嶋三義君 それでは保安庁長官がここで承知してないならば私教えますが、改進黨のほうからは正式に政府与党に対して遺憾の意を表明され、その撤回方を要求されているわけですか。その理由は、保守三派折衝当時の申合せと違ふという点にあるわけでありますが、それではあなたのほうでは保安庁としてはこれがベストのものであると、こういうふうに着いて決定された、而も今後これが閣議決定になるように努力するという意味のことを発言されているわけでありますが、これを信念としてこの要綱で押切つて、そして法律として成文化し後日国会に出すと、こういうお考の下に少くとも保安庁長官においてはこれを本委員会に出された、こういうふうに承してよろしいですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 保安庁長官としてはこの案が妥協であると考えてきめたわけでありませう。従いまして将来においてこの案が我々としたしましては法律として成立を期待するわけでありませうが、これは保安庁長官だけでは行くものでないということは御承知の通りであります。

○矢嶋三義君 ではこの保安庁案なるものを提出するに当つて他の閣僚或いは与党の然るべき人と打合して出されたのですか。それとも保安庁長官の責任で保安庁案を他とは一切交渉を持たずに出されたものでありますか。その点伺いたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 保安庁で作つた案であります。与党とは関係ありません。

○山下義信君 今矢嶋君の質問されました点について私も伺いたいと思つておりました。これは保安庁の案がきまるとすればいづれ閣議に御相談になると思ひますが、どう閣議が御扱いになるかは別といたしまして、閣議に御相談に相成る御予定でございませうか、如何でございませうか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 無論これは御承知の通り今三派折衝中でありませう。それらの案と脱合せて閣議でこの案を十分検討されることと思ひます。

○山下義信君 法制局長官はこの保安庁案の大体の骨組について何らか御相談にあずかられましたか、如何でございませうか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは主として法律問題ではございせんので深く御相談を受けたことはございせん。

○八木幸吉君 国防会議の構成等を伺うということは防衛二法案を審議する上において必要である、こういう当委員会の御見解によつて昨日未定稿ではあるが保安庁から国防会議の構成に関する件と題して資料をお出しになつたことに對してはこれを多とするものであります。同時に未定稿では審議の過程において参考にならん、こういう当委員会の御見解によりまして更に保安庁内部の意見をおまとめ頂いて本日ここに保安庁の最終決定案が出されたことにつきましても、私は木村長官の御努力に對して多とするものであります。併しながら當委員会といたしましては、この保安庁案に對して政府全体としてどれだけこれに對して責任を持つつか、又三派折衝等のこともありますから、この保安庁案が將來変更される虞れがあるといつたことにつきま

して、政府当局としての見解をこの際伺うということがこの審議に入る一番の前提ではないか。かように私は考えますので、至急に委員長のお取計らいによつて總理大臣の代理としての副總理の御出席を求めて本案に對する政府の見解をこの機会に伺いたい。かように存じまして、そのようなお取計らいを至急に取るように委員長にお願いいたします。

○理事(竹下豐次君) お答えいたします。今小酒井委員長が八木委員の御希望を満たすために副總理に面会に行つておられます。

○木村福八郎君 私は資料がまだどうも不十分であると思ふ。ただこれは国防会議の構成だけについて資料をお出しになつておるのですけれども、国防会議の設置についてこれが法律案として出すときは法律の目的というものが書かれなければならぬですね。国防会議の目的というものはつきりしておらない。法律案を出す場合はその目的、構成というものが出ておらないとばならない。すでに政令に譲るといふ点については、政令の大体の構想は資料として出て来ておるが、政令よりもつと大切な法律案についてその構想を出す場合にはただ構成だけでなく、その目的についてもやはりつきり資料を出して頂きたいと思ふ。その点を伺いたい。

○国務大臣(木村篤太郎君) 目的につきましては防衛庁設置法案の第四十二条に明白に規定してあります。

○木村福八郎君 四十二條に国防会議の目的がはつきり出ておりますか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 国防の基本方針、防衛計画の大綱、前号の計画

に關連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否、その他内閣總理大臣が必要と認める国防に關する重要事項、これらについて審議する機關であることは明瞭であります。

○木村福八郎君 審議する機關であつても、その機關は何を目的として審議するか、これは一番重要しやないですか。国防会議については例えは政治が軍事を抑制するのが目的なのか又總理大臣の権限が余り強過ぎるからそれに對してのこれを調整するということが目的なのか、そういうようなことが国防会議としては一番重要な点じやないのですか。

○矢嶋三義君 今のと関連であります。が、事務局等についても如何ようにするのか、そういう点についても何もないわけですね。

それからその他の人を出席させる云々となつておりますが、それらを如何ようにして出席させるのか。これは外國の例を見てもそう勝手にこういう會議には出席させていないやうなんです。本當にこれは構成の一部を大きく書いていただけであつて、これでは極めて不十分だと思ひます。木村委員の質問と併せて御答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 目的は今申し上げました通り、防衛庁設置法案四十二條に明らであります。

○木村福八郎君 目的じやない。

○国務大臣(木村篤太郎君) 目的です。これを審議するのだからこれが目的であります。

○八木幸吉君 副總理の御出席になる前にその時間を利用いたしまして内容について伺いたいと思ひます。三の「統

る。国会の開会中でもさうでござい
ますから、いわんや閉会中におきま
しては先ず総理大臣が出動命令を發し
て、然る後に国会の事後承認を求め
る。こういうことになつておりまし
て、規定それ自身としてはそこに何ら
の無理がないわけでありまして、これ
も、一旦戦端を開きましたらたとえそ
れが国会の意思に反してもほこを収め
るという事はなか／＼事実問題とし
て私はむずかしい、そう考へてみま
すときに、どうしてもこれは防衛出動
をするかしないか、戦争を始めるか始
めないかという最初の点が最も重要な
我が国家の運命を決する重大問題であ
りますから、ここに提案されておるよ
うな閣僚懇談会の変形のような国防会
議の構成で防衛出動の諮問に應ずると
いうような簡単なものでなしに、国家
の運命を決するべきを握るのが国防会
議でありまして、その意味でもつと
重要な構成、非常な国会にも代るべき
重き任務を持つて、至急この国防会
議の構成メンバーなり運営方法をお考
へ下さつて、そうしてこれを一日も早
く国会に御提出下さることがこの両
法案の審議の上に緊急欠くべからざる
ものであると思ふのです。であり
ますからその戦争の出発点を持つとい
う意味をこの国防会議が持つてゐる
という点をお考え下さつて、成案をお作
り下さらんことをお願いするのです
が、この点に対する副総理の御見解を
承りたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今お述べに
なりましたように、この防衛出動とい
う国として重大なことをきめるにつぎ
ましては十分に見通しというものを

つぎにするということが大切でありま
するが、同時に国といたしましては責
任の所在をはつきりしておき必要があ
りますので、政府といたしましては今
お示し申しておるような防衛庁の確定
案、これが最善のものとして防衛庁
できめた次第であります。政府自体の
考えは先ほど申上げた通りでございま
す。

○山下義信君 八木委員の質問に關連
して私は確かめておきたい。八木委員
はこれは率直に申上げてこれは改進黨
の御主張をお述べになつたと思ふ。国
防会議を非常に重大な最高位の議決機
關とまでお考えの要望があつた、そこ
にいわゆる軍事専門家を入れて、そし
て今申したような防衛出動の可否まで
もそこで決するような重要機關とした
といふことは改進黨の御主張である
ことは当然である。併し私たちは政治
優先という立場からあくまで文民優越
主義をとらなければならぬし、又一
面においては毅然として内閣責任制と
いうものを確立しなければ民主主義政
治に私は重大なる影響があると考へ
る。この政治優先という立場、内閣責
任制という立場を保持することにつ
いては、これは現政府は、緒方副総理は
衆議院の本院議において国の運命を賭
してでも守るのだといふことを国防会
議に關連する諸質問を通じてお答えに
なつておるのであります。私もこの
国防会議の性格は内閣以上の權威の
あるような、内閣に代るべきさうい
う權威のあるもので、而も無責任にな
つて国会に對して何ら責任を持たない
と言つたような性格のものではなくし
て、あくまでもこれは総理大臣の補佐
機關である、一つのブレーンであると

いう立場を私は基本的に持つものであ
ると考へる。而も昨日木村保安庁長
官の御答弁はそういう性格のものであ
る、そうありたいといふことをはつき
り申されたのであります。この際政
府の基本的態度を一つ承つておきた
い。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今山下委員
のお述べになりました通り政府は考へ
ております。

○八木幸吉君 今山下委員から私の發
言の国防会議の中に軍事専門家を入
れる氣持であらうといつたような御發言
がありましたので、その点についての
私の意見を申述べて誤解を解くこと
にいたしましたと思ひます。

私は私の試案によれば、国防会議の
構成メンバーといふものは閣僚各閣
僚、兩院議長、内閣総理大臣の前座を
有する者、こゝにいつたような資格の条
件がはつきりきまつたものであつて、
単に學識経験のある者といつたような
抽象的の表現で政府によつて人を左右
することができるといふようなもので
あつてはならぬ。なぜさうな構成メ
ンバーで国防会議を作るのがいかとい
へば、只今山下委員もお述べになり
ましたが、政治が軍事に優先する、内
閣総理大臣が非常に間違つた独断専行
をやることが防ぎ、我が国の全知全能
を集めて國家の重大事を決する。こ
ういふ意味で国防会議の構成員といふ
のは極めて経験の広い且つ視野の広い
人を以て構成する。そうして総理大臣
の最高指揮監督権を濫用せんようにこ
れをチエツクする。こゝにいう意味で
私は構想を申上げて政府の所信を伺つ
たわけでありまして、多少今山下議員
の御發言は私の考へておることと違

ように思ひますので、それを明らかに
するために申上げたわけでありませ
う。

○矢嶋三義君 この保安庁案の性格に
ついて私はまだ副総理に伺いたいと思
ひます。それは先ほど木村長官の答
弁によりますと、關係者の出席の項で
民間人が入る含みもあるのだ、こゝに
うのような答弁をされておるのであり
ますが、問題は他の委員からも出てお
りますように、民間人を入れるのか入
れないのか。若し民間人を入れる場合
にそれは旧軍人を含むのか含まないの
か、或いは事務局といふものを持つ
のか持たないのか、持つとするならば
その構成はどうするのか、それは要綱
の中にもありますが、防衛庁の中にお
くのか総理府におくのか。そういう点
が確定しなければ我々は審議するに當
つて要綱としての価値はないのであり
ます。そこでその点について副総理は
現在どういふふうにお考えになつてお
るのか、それを伺ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) いわゆる民
間人は私から申すまでもなく構成員に
はなつておりません。ただ保安庁長官
からお答えいたしましたのは必要の場
合に、総理大臣が必要と感じた場合に
意見を徵する意味で民間人を呼ぶこと
もあり得るといふ意味のことをお答え
いたしましたのだらうと考へます。その考
え方につきましては政府としても異存
ございません。

○矢嶋三義君 そこで私伺ひたいの
は、ではこれを政府は最良の案である
といふ信念の下に保守三派折衝をや
る、そうしてこれが保守三派としてま
とまるといふ通しを持つておるから、
これを前提に二法案を審議してはし
ない、こゝにいう立場で副総理はおいで

なつていらつしやいますんでしよ
うか、どうですか。その点たしかめてお
きます。

○國務大臣(緒方竹虎君) その通りで
あります。

○矢嶋三義君 それでは巷間伝えられ
ておるところによりますと、この要綱
については改進黨と政府与黨とは相当
対立しておるといふような説もあるの
であります。政府としては信念を持
つてこの案で押切つて行くと、こゝに
う決意を持つておられると、私はこ
ういふふうな今の答弁をつたわけだ
が、さう了承してよろしうございま
すね。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私先ほど来
政府が公式な案として取上げるまでに
は、三派の折衝を要すると申しました
ことは、これは申すまでもなく政府
だけで決定ができない。俗に言ひます
れば相手方のあることでありまして、
で、それを押切つて行く決意があるか
どうかといふことを言われてもお答
えいたしかねるのでありますけれども、
政府としてはこの案を最善の案と信
じておりますだけに、三派に對してで
きるだけの全幅の努力を払ひましてこ
の案を成立させたいという希望を持つ
ております。併し押切つて行くといふ
ことは現在のところお答えいたしかね
ます。

○矢嶋三義君 二、三点お伺ひさせ
て頂きます。結局私が問題にしている
のは、一番問題点は、軍に政治を支配
せはならない、さういふ事態が起つ
てはならないといふ立場から、問題が
大きいので我々この問題を追及してお
るわけでありまして、副総理がお出で
になりましたので、一、二お伺ひしま

すが、副総理は、防衛庁長官に旧軍人がなれるものと考えておられますか、それともなれないものとお考えになっていますか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 防衛庁長官は、今の政府の案では国務大臣が兼ねることになっておりまして、国務大臣には軍人はしない、したくないというつもりでおります。

○矢嶋三義君 その点私どうしても明確にして頂かないと、この国防会議に對する論が進められないので承わつておくのでありますが、木村長官もあなたと同じような見解を述べるし、それから法制局長官は、軍国主義に徹した人でなければ、必ずしも国務大臣にないことではないと、こういう意味の発言をされているわけですが、私根拠を持つて伺いますが、保安庁法の十六條に、「長官、次長、官房長、局長及び課長は、三等保安士以上の保安官又は三等警備士以上の警備官の経歴のない者のうちから任用するものとす」と、こういう制限があつたのがこのたびは撤廃されたわけですね。この保安庁法を審議したときにはこれと併立的に旧軍人はなれないというのがあつたはずですね。ところがその旧軍人はなれないというのを落してこういうことになつたわけですね。従つて、そのいきさつからいつて私は旧軍人が課長、局長、官房長、次長、こういうところになつていいようになつていゝのじやないかと、こういうように私は考えるのでありますが、その点一つお答え願ひたいと思います。それを文民優先との関連で伺いますから。

○政府委員(増原憲吉君) 仰せのように、最初の何といひますか試案には、課長、局長等に旧正規軍人、それと保安官、警備官という者の中からは任用しないというふうなのがありました。が、途中で変更しまして現在の法律のようになっておるわけでありまして。従いまして、現在の保安庁法によりまして、いわゆる旧正規軍人が課長、局長等になることは、法律上差支えございません。

○矢嶋三義君 そこで緒方副総理の本会議にも答弁され、本日も答弁されておる文民優先は危いのです。現在保安庁長官が答弁される通りになつておるのを更に今度制服制限を撤廃いたしました。そうしてこの国防会議案を見ますと確定案ではないけれども、その他の関係者を出席させるとなつておりますが、この出席者は未定稿のときもそうでありましたが、殆んど制服関係だけでですね。幕僚長、統合幕僚会議の議長、これに對して制服を禁じた部局の官房長、五局長、こういうかたが出席すれば釣合がとれますが、案では国防会議には外務大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、経済審議庁長官、こういうかたがたは別として他は全部旧軍人又は制服、こういうかたが出席して発言されておることになつておるわけですね。従つてこれですべて軍事の政治支配という心配が起らないかどうかという点について私は相当問題があると思つて、ましてやこの国防会議に、まだ決定してやこの文民、民間人及び官界人が入るといふことについては、これは私は多く申上げませんが、一部に伝えられるような民間人として旧軍人の若干が入るといふことになると相当私は問題があるのじやないか、こう考えるので

ありますが、御見解を承わつておきます。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは私が答へることが適當であらうと思ひますから申上げます。国防会議の構成員は、副総理たる国務大臣、防衛庁長官、外務大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、経済審議庁長官、これだけであります。従つて今お説のような制服を着た者は構成員ではありません。ただ関係者の出席のときに内閣総理大臣が必と認められたときにはそれは制服の者も列席させることができるわけですね。而してここに必要があるときは統合幕僚會議議長その他の関係者と申しますと、その他の関係者の中には御承知の通り構成員であります大臣のものと幕僚を勤めておられます各省次官その他をしてこの會議に意見を述べさせることがあるものと我々は了承しておるのであります。

○矢嶋三義君 木村長官がそう言われるならば重ねて伺ひますが、あなたを試案として出された第三項に「陸上、海上及び航空の各幕僚長その他の関係者」と書いてありますが、あなたがその内局を尊重する考えがあるならなぜそこに並べて参事官云々といふような言葉を入れられないのですか。それを入れられないところにこの国防會議というものが文を抑えてその構成の主要なものが制服で占められる、こういう危険がある。あなたの考へ方にそういう根拠があるところに危険性がある。こういうふうに私は指摘しておる。当然ここに陸上、海上、航空各幕僚長とあれば、それと對等の関係にあるところの官房長だとか五局長、いゝわゆる八人の参事官といふものを列記されなければならぬと思ふのです。それが對等に考えられておられるかどうかです。

○国務大臣(木村篤太郎君) 関係者の出席という項目を御覽下されれば極めて明瞭であります。「内閣総理大臣は、必要があるときは統合幕僚會議議長その他の関係者を會議に出席させ、意見を述べさせることができるものとする」と。このその他のものの中には今のあなたの仰せのような官房長は勿論のこと、我々のほうの省におきます次長その他必要な参事官は意見を述べさせることができることを了承されてよろうと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは私は副総理がおいでになる前にあなたに伺つたのであります。昨日の未定稿とこの保安庁案と比べると、米英式のように軍人の出席を幾らかセーブした、それにブレイキをかけたといふような感じがこの活字からとれましたので、あなたにそうですかといふことを尋ねたところがそういうような答弁はなかつたわけですね。少くともここに出された案から言へばその傾向は強いと思ふのです。

もう一点伺ひますが、昨日の山下委員の質問のときには、国防會議に出されることのある議案等の作業、提出はどのでするののかという質問に對して、防衛庁のほうで世話をするだらうという答弁でありましたが、私はこの国防會議ができた場合の事務局といふものは極めて重大だと思ふのです。予算書を見ると、統合幕僚會議については事務局があり予算があるわけですね。ところが国防會議については私の予算書を見たところではこの予算といふものは出ておりません。従つて事務局はどのようになるのか。私は予算書とこの要綱ではわからないのであります。この案を作る場合に具体的に言つて例へば専門員といふようなものがあるて、そして制服関係の人もある、又大蔵とか或いは通産とか、そういう方面に識見豊かなかたも入つて、そういう専門員みたいな人が事務局を構成して、そして一つこの案を作つて審議の対象とすると、こういう形になれば私はよろしいと思ふのであります。この案で考えますと、結局陸上、海上、航空、それ／＼の幕僚長と幕僚會議の議長、こういうかた／＼が話合つたものが案として出て来る可能性が強い。これにブレイキをかけることゝの官房五局長の力といふものは弱い。その上官房五局長に或る程度の発言権を与えても制服の就任制限を撤廃していただきます、非常に日本の國政全般からの調整といふものがうまく行かなくなる。そこに軍人優先、政治支配といふ形態が出て来る虞れが多分にあると私はこう考へるのです。その点如何になつておりますか、事務局の構成等に關連して伺つておきます。

○政府委員(増原憲吉君) 御承知のように事務局等のことがきまきませんので、法律はお手元に差出したようなこととに相成つておるわけでありまして。従いまして予算にもこの関係の経費は費目としては上つておりません。併し一応予想されますところではそう多額の経費が要するところでもありません。なので、これは適当に現在の経費のうちでそれ／＼の経費のうちから賄うといふことも可能であるといふふうに考へておるわけでありまして。事務をとる所といふものは、何といひますか、

まだ法律がきまつておらんのでありまして、一応の見通しとして大きな事務局を設け、そこでいわれる議案を作るといふことは大体において予想されておるもので、会議にかかりますような重要事項、国防の基本方針なり、防衛計画の大綱なり、前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱といふふうなものは、構成メンバーであります各省大臣或いは国防大臣のそれぞれ關係をすることがあり、その他にも關係があるところであり、これはやはり案を作る場合にもそうした關係の各省が集まりまして案を作るといふことになると思定をされます。もとより防衛庁の者も参画をするといふことになると思ひますが、防衛庁だけでやるという建前のものではない。これが国防會議の構成員として重要な他の各省或いは國務大臣が入つておるゆゑでございます。特に保安庁或いは防衛庁における制服である各幕僚長等が、この議案を作るというふうな趣旨は毛頭ございませぬ。そして制服の幕僚長等が作りますものは、やはり防衛の計画、専門的なと言ひますか、技術的なと言ひますか、そういうふうな計画をこれは統合幕僚會議においても作る、各陸上、海上、航空の幕僚長がそれらのスタッフを使いまして作るわけであり、そういうものがやはり国防會議においても一つの題材としては審議をされるということがあるのでありますけれども、国防會議の取上げます国防の基本方針、防衛計画の大綱、前号の計画に關連する産業等の調整計画の大綱といふふうなものは、國家の基本に關する重要な問題であります。そうした

といふようなところにしたいわけの専門員を置いて、そのみによつて案、議案を作るといふ場合には、この国防會議といふふうな基本的な、そして各省のそれらの本来扱ふべき重要事項に關連するものについては、やはり各省が集つて案を作るといふふうなことになるべきものであらうと考えております。

いたと思ひますことは、内閣總理大臣が防衛關係の自衛隊の最高指揮官であり、防衛庁の最高指揮監督者であり、この立場、その立場を副總理は代行される場合があり得るかどうかということですね。

なり得るものと解釈してよろしいのであります。○政府委員(佐藤達夫君) さうに考へております。

○矢嶋三善君 只今の答弁ですね。この諸閣員に對しても事務局といふものが構成されております。そしてその際に非常に大きな役割を演ずるのは、やはりまあいわば専門員ですね、どういふ専門員で構成するかというところに非常に私はポイントがあると思ひます。事務局の構成については具体的な考へを持つていらつしやらないように答へがとれましたが、重ねてその点だけ一つ御答へ願ひたいと思ひます。先ほど私が申し上げたような専門員制度のようなものを布く考へはないのかどうか、それが無いと私は實際の国防會議の運営といふものはうまくいかないと非常に心配される面があると思ひます。それが、重ねてそれだけ伺つておきます。

○山下義信君 私は国防會議に關する内容については、これは本審議に入りまして伺ひたいと思ひます。本日は政府の提出される資料についてそれをそのまゝ受取るかどうかということをお私に確めた。その趣旨で、二閣連して質問申上げたのであります。私の質問の番が参りましたから二つほど大局的に副總理もお出ましです。それから何たいと思ひます。それで出下つた保安庁案の今回變つた点は、副總理がレギュラー・メンバーになると、こういうことになつたのです。それでこれは重要關係であるという意味もありましようけれども、これは總理大臣の代行をする副總理という立場でお入りになつたのであらうかどうかというところですね。従ひまして国防會議の議長事故あるときはこの會議員である中で、副總理が議長の代行をなさるであらうかどうかということであり、

○政府委員(佐藤達夫君) これは會議の議長という面とは別の、むしろ根本の總理大臣の地位の問題になります。それから、これは内閣法の第九條の關係で出て来るといふふうに考へております。

○山下義信君 いま一つは、政治的な問題で副總理に伺ひたいのであります。私が、私は政治が軍事に優先するといふ立場——民主政治の基本的な態度としてこれはもう當然のことであり、政治の優先といふことと政治の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは政党政治の建前であり、その面におきましては不可分と言ひます。同一と言ひ得られましようけれども、政治が優先といふことと政党の優先といふことは違ふと思ひます。政治が優先といふことと政党の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 そうすると政府の見解では總理大臣の事故あるときには當然副總理が自衛隊最高指揮官に自動的に

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 いま一つは、政治的な問題で副總理に伺ひたいのであります。私が、私は政治が軍事に優先するといふ立場——民主政治の基本的な態度としてこれはもう當然のことであり、政治の優先といふことと政治の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは政党政治の建前であり、その面におきましては不可分と言ひます。同一と言ひ得られましようけれども、政治が優先といふことと政党の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 そうすると政府の見解では總理大臣の事故あるときには當然副總理が自衛隊最高指揮官に自動的に

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 いま一つは、政治的な問題で副總理に伺ひたいのであります。私が、私は政治が軍事に優先するといふ立場——民主政治の基本的な態度としてこれはもう當然のことであり、政治の優先といふことと政治の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは政党政治の建前であり、その面におきましては不可分と言ひます。同一と言ひ得られましようけれども、政治が優先といふことと政党の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 そうすると政府の見解では總理大臣の事故あるときには當然副總理が自衛隊最高指揮官に自動的に

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 いま一つは、政治的な問題で副總理に伺ひたいのであります。私が、私は政治が軍事に優先するといふ立場——民主政治の基本的な態度としてこれはもう當然のことであり、政治の優先といふことと政治の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは政党政治の建前であり、その面におきましては不可分と言ひます。同一と言ひ得られましようけれども、政治が優先といふことと政党の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 そうすると政府の見解では總理大臣の事故あるときには當然副總理が自衛隊最高指揮官に自動的に

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 いま一つは、政治的な問題で副總理に伺ひたいのであります。私が、私は政治が軍事に優先するといふ立場——民主政治の基本的な態度としてこれはもう當然のことであり、政治の優先といふことと政治の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは政党政治の建前であり、その面におきましては不可分と言ひます。同一と言ひ得られましようけれども、政治が優先といふことと政党の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 そうすると政府の見解では總理大臣の事故あるときには當然副總理が自衛隊最高指揮官に自動的に

○政府委員(佐藤達夫君) これはお言葉であり、私も、今の最高の指揮官としての總理大臣、これもやはり内閣の長たる總理大臣には違ひございませぬので、その關係では万一の事故があつた場合といふことを想定いたしますと、やはり内閣法の第九條が働いて来るように私は考へております。

○山下義信君 いま一つは、政治的な問題で副總理に伺ひたいのであります。私が、私は政治が軍事に優先するといふ立場——民主政治の基本的な態度としてこれはもう當然のことであり、政治の優先といふことと政治の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは政党政治の建前であり、その面におきましては不可分と言ひます。同一と言ひ得られましようけれども、政治が優先といふことと政党の優先といふことは違ふと思ひますが、如何でございましょうか。それは

が払われて参りましたので、三党折衝に先ず成果を待つという態度をとつておるのでありますけれども、どこまでも責任は政府にあるのでありますから、やはり行政上の責任は政府が持つておるのでありますから、政府独自の見識によつてこの三党成案を尊重してどうとるかという事は政府がみずから責任を持つてきめることであると考へます。

○山下義信君 いま一つ私が政府に伺いたいことは、伺いたいというよりはむしろ私は副総理にお願いをしたいと思ふ。私は事の真相は存じませんが、併しながら巷間伝ふところによりますと、今回の制服の制限を撤廃した事、今回の制服の制限の問題と旧軍人の問題は別個の問題であると私は理解いたしておりますが、今その制服の制限を撤廃いたしましたことにつきましても、或いは又別に、旧軍人と言いますか軍事能力家を重用せよというような主張の問題等からいたしまして、或いは防衛庁内にも今日の保安庁内にも或いはこれらの国防会議の設置の主張の裏にも、いわゆる旧軍人グループと言いますかそういうような一部の勢力者の強い動きがありまして、或いは保安庁内が二派に別れ、或いはそういう人たちの強い要望が或る種の政党を動かす、或いは政治優越を主張する文民、文官優越主義を堅持しようとする、何と申しますか巷間では文官派と言つておられますが、そういう人たちの主張が渦を巻き、それを又或る種の政党が支持し、次第に我が国の国防組織の中に政党色なり或いは旧軍人グループの動きが渦を巻くというやうな状態が、ここに国防会議の要綱の

決定に当りましてもあるのではないかと。政治的に議論するのは私はよろしいと思ふ。併しながらこの自衛隊組織の中に、防衛庁組織の中に渦を巻くというに至りましては、私は非常に将来のために憂慮に堪へない。そういう弊害は早く若芽の間に摘み取つてしまふなければならぬということを私は考へるのであります。意見を多く述べません。我々が今回防衛二法案の審議に當りまして、この国防会議に関する政府の定見と申しますかこの資料を要求いたしましたゆえんのもの、法律案審議に必要な当然の要求であることは勿論であります。私はこの国防会議の問題の背後に旧軍人グループの活躍があることを承知いたしておりますために、私は国会が健全なる存在の立場におきましてできるだけ未然に防止したいというのが私の心中に持つております考へであると思ひます。でありますから、私はこれらの諸問題につきまして、政党と申しまするか或いは旧軍人グループと言いますか、そういう一つの渦が防衛庁内或いは自衛隊内に漸次波紋が波及しないやうにいたさなければならぬということ考へておるものでございします。この際私は政府の所信と申しますか副総理の御信念をこころではつきりと承つておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(緒方竹虎君) 旧軍人の知識には今なお尊重に値するものがあるかも知れんと思つておられますが、それが一つのグループになつて広い意味における政治的動きをする、それが今日の保安庁、将来の防衛庁内におきましても派閥の形になつて現われるとい

うやうなことは、政府といたしましては徹底的に排除するつもりでおります。これが日本の旧軍の使命を誤らした大きな原因がそこにあると考へておられますだけに、非常な警戒を以て見ております。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をやめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。

○木村義八郎君 私一点だけ副総理にお伺いしたいのです。それは今度新しく出されました保安庁の最後案としての国防会議の構成の中に副総理が加えられたわけでありまして、先ほど副総理の御意見を伺いますと、この保安庁最後案を政府の案とし、勿論三派折衝を経て閣議決定を経て、そしてまた成るべく今度の国会に間に合うやうに法律案化すると、そういうお話であつたのであります。この防衛二法案及びこの国防会議について、副総理が憲法との関係をどう考へられておるか。これは憲法九条が自衛實力を持つていいと認めて、或いは自衛實力の行動を是認していると、そういうお立場に立つてこの二法案及び国防会議、こういうものを政府が提案されるには、これは憲法が許しておられると考へになつて副総理はこういうものを提案されておられるのであります。この点一点だけ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) それは国の自衛権の発展といたしましてこういう自衛實力に関する制度を設けるといふことは憲法に少しも違反してない、かやうに考へております。

○木村義八郎君 それならば伺ひますが、副総理が昭和二十七年一月一日、これは朝日新聞であります。「新生日本の政治を語る」という座談会におきまして、副総理ははつきりところ述べられておられるのでね。「いまの憲法は明らかに自衛力を否定しているんだ。第九条の第二項で陸海空軍その他の戦力はこれを保持せず、国の交戦権はこれを認めず」とある。つまりこれは兵力および潜在兵力持つてはいかんという事になつておられるのだと思ふ。はつきり副総理はこの座談会において今の憲法は明らかに自衛力を否定しているのと、こういうふうにして述べられておられるのです。更にですと、更に進んで、この憲法に「あいまの問題である」とすればそれをどう考へる、もし憲法違反の何か疑いがあれば当然憲法を改正すべき問題だと思ふ。憲法改正には非常な困難が伴うであろうという事は予想されるが、それがために憲法をこまかにしてはいかん」ということをはつきりと述べておられるのです。そうしますと、このときの座談会におきましてははつきりと自衛力を憲法は否定してはつておらず、自衛力を憲法は否定してはつておらず、只今の話を伺いますと、今度は副総理はこの国防会議のメンバーになるのでありますからこの副総理のお考へというものは非常に重要だと思ひます。前においては自衛力を否定する、憲法は否定してはつておらず、はつきりお述べになつて、今度は認めておられるのだ、そういう今の御答弁であります。この点については非常に私は矛盾があると思ふのです。只今はどういう御心境なんですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 昭和二十一年頃私は新しい憲法の問題については議会の速記録等を見て承知しておつたに過ぎないのであります。そのときの議会の議論の中に自衛力を否定するといふことはたび／＼言われておつたのであります。それをそのまま取上げて議論しておつたのであります。私は今お説になつたのは、実際の問題として自衛力をどう考へるのはそれは間違つておつたと思ひます。そのときの考へでは間違つておつたと思ひます。

○木村義八郎君 前にこの座談会でお述べになつたときに、副総理がお考へになつた自衛力というのは、自衛力は憲法が否定している。こういう考へは間違つておつた、現在では自衛實力を憲法は認めておられるのだというふうにお考へがお変りになつたのだとやうにうふうに承知していいのですか。

○国務大臣(緒方竹虎君) 当時ののは、それは国会の速記録をそのまま私は述べていると思ひます。従つてそこに申しました言葉は今から考へまして間違つておられると思ひます。私は今の憲法にはその国の自衛権を否定するような憲法はあり得ないと思ひます。自衛権は当然の固有の権利としてあります。従つて自衛力は国が持つたのが当然であると思ひます。

○木村義八郎君 それは只今の御答弁ではつきりいいたしましたが、併し朝日新聞はこれは緒方副総理も御関係になつておつたのでありますから十分御承知だと思ひますが、非常に権威もありやうしてここに緒方副総理のはつきりお言葉として掲げられている言葉

は、それは国民に非常に大きなやほりは影響を及ぼしていると思ひます。従つてこれは重要なことだと思ひます。前のお言葉を御取消しになつたような只今の御答弁ですが、私はかういふ点は非常に問題だと思ひます。併しこれは今はつきりお取消しになつたやうな言葉ですからこれ以上私は追及いたしません。この影響は相当私は大きいと思ひます。他日これは又改めて問題といたしますが、ただ副総理が今度の国防会議のメンバーに当然おなりになるので、その重要なメンバーになる副総理がこの非常に重要な再軍備と憲法の関係についてさういふ軽々な御判断を下したということについては非常に遺憾でありました。私はこれで私の質疑を終ります。

○岡田宗司君 私は副総理にお伺ひしたいのですが、第四十二条には「内閣に、国防会議を置く。」と書いてある。さうしてその構成を見ますと、保安庁長、大蔵大臣、通商産業大臣、経済審議庁長官となつており、全部閣僚で充てられてゐる。さうして「閣僚者の出席」ということがございまして、これは先ほどの御答弁によりますと、構成員ではなく内閣総理大臣が必要に応じてこれを喚ぶということになつてゐる。従ひましてこれは明らかに内閣の内部の機関、さうしてここを以て決定された案というものはここで以て決定されてそのまゝ生きるのじやない。これはやはり閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

い。さういたしますと、さういふものは内閣の内部の機関が何かで済む問題じやないかと思ひます。その点についてどうお考えになりますか。

○岡田宗司君 閣僚懇談会そのまゝとも思ひませんが、これはどこまでも内閣に附属した審議機関で、やはりこの防衛力の出動というやうな重大な問題にはフォーカスを狭めて十分な検討をする必要がありまゝするの、さういふ機関が必要である、さうに考へております。

○岡田宗司君 只今のお話ですと、やはり内閣の内部であるから経済閣僚懇談会とやや違ふと言ふけれども私はどうも同じやうに思ふ。例えば日本に大きな経済恐慌が起る、さうしてその処置をするのが緊急であり、而も非常に重大な方法をとらなければならぬ、さういふ場合にやはりそれは経済閣僚の閣僚が集りまして、さうして重大な方針をきめてそれから閣議にかけ、さうなつて来ればこれは国防会議と性質は同じじやないですか、どこに違ふ点があるか、それをさつきりして頂きたい。

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

さうしてさういふやうなものは、内閣の閣僚以外の者を含めてあるからこそ又別に設けられる意義がある。恐らく他の国においてさういふものが設けられるのは閣僚以外の者を含めるからであります。閣僚として内閣に列席のべきな者を含めて、さうしてこれを置くからこそ意義がある、私はさう考へておるのではありませんが、若しこの国防会議が非常に重大なものでありますならば、さうして単なる諮問機関でなく、而も重大なことを決定する機関であるといひますならば、さういふやうなものであるはずなんです。それを単に内閣に置くと、さうしてここに閣僚者の出席を求めるとさういふ程度では、これは内閣の閣内に置くもので重大な機関とは思へないのです。これは重大な機関であるのかどうか、先ずそこからお伺ひしたい。

○岡田宗司君 大体先ほどお答えしたことを繰返すやうなことになるが、ただ今構成員について閣僚以外の者がなければさういふ特別の機関を設ける意味がないじやないかというお話でありましたが、私も世界中の例を知つてゐるわけではありませんが、ここにアメリカの例は、構成員としてはやはり閣僚だけになつております。イギリスもさういふであります。これはやはり責任上閣僚がなるのが私は当然だと、政府はさういふ考へ方をしておるのであります。

○岡田宗司君 ところでさういふわけではあります。閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

臣であります。そしてこれが決定することと事実上の宣戦布告にもなるわけでありましようし、それから又事実上ここで軍事行動が命ぜられることになるわけでありましよう。このことから見て、これは文民になつておる、つまり政治が軍事に優先しておることを物語つておる性格のものであると、さう解釈していいかということですが。

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

○岡田宗司君 閣議の決定を経なければならぬかと思ひます。さういたしますと、この国防会議というものは明らかに内閣の内部のものだ。経済閣僚懇談会とその性質においては変らな

運用のよろしきを得たい、こう考えて案を作つたのであります。

○井野碩哉君 この趣旨は私もその通りだと思つたのでありますが、お氣持はわかるのですが、食糧政策の上から見て戦争、戦いを始める場合において食糧事情がどうかという事は非常に問題なんです。これが構成メンバーになつておらないと実際の戦争を決定するに際して非常に支障を来すという事は太平洋戦争の場合におきましても十分我々も経験があるので、それから、そういう点について十分御考慮を願つておきたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) よくわかりました。了承しておきます。

○矢嶋三義君 簡単にさつきの木村委員の発言に關連して私は緒方副総理に伺います。或る時代にこれ／＼は憲法違反であるという見解を表明し、國民をそれで指導して參つて、或る時間を経過したのちにその見解は間違ひであつたと今度は國民を指導し、その立場において政治の責任の局にあるという事はこれは何ら副総理としては責任をお感じになりませんかどうか伺います。

○國務大臣(緒方竹虎君) 新聞社の座談会に出て、當時の議會における憲法に關する論議を紹介して述べたと、それが今日の私の考えと違つておるといふことは、私は今の考えに基いて防衛庁法の問題を考究するという事は一向差支えないと思ひます。

○矢嶋三義君 それは副総理ともあるかたの言明としてはもう私は許すべからざることだと思つたのですが、ということ(「そんなことはない」と呼ぶ者あり) 何がないんですか。(笑声) いや

しくも何でしよう、新聞社で座談会をやるといふことは、その座談会に参加する人はその人の一つの見解として、信念として吐露されるわけでしょう。ましてやその記事は木村委員が指摘したように昭和二十七年ですよ、昭和二十七年と言へばあなたはカム・バックして當選して政治家として国会に歸つて来たときですよ、いわばあなたの選挙公約みたいなものです、二年前の話ですよ。それが今の考え方が間違つてあつたと、而もその憲法違反と考へるこの國防會議の構成メンバーとして、事ある場合には總理の代理として、最高責任者としてそれに參加するといふことについて國民に對して政治家として何ら責任を感じないといふに至つては、私は驚き入つた言葉だと思ひ、この參議院で本會議や或いは委員會で吉田内閣が當初からとられて来た言明が次々に變つて来ているという、これについては各委員から追及されたわけですが、その都度何とかかんとか言つてごまかして答弁して參つたわけですが、副總理はさすがに人柄からいつて木村委員に率直に考えが變つて来たといふことを表明された点は副總理の人柄として、私は人柄には私は敬服いたします。併しながら、そのことと政治家としての責任というものは又別問題だと思ひます。かくのごとき食い違ひがうといふものは五六年間に亘る吉田内閣の自衛力の増強に一貫した一つの傾向であります。従つて私は内閣としては當然ここで責任をとるべきであり、この防衛二法案をあくまでもやりたいといふのであればここで國民の總意に問ふべきであり、それが本當の主權在民の民主主義下の政治だところいうふう

私は確信するのですが、副總理は吉田内閣の副總理の立場におられるわけですが、何ら責任を感じませんんか、如何ともお感じになりませんか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私が何年か前に今の(「二年前」と呼ぶ者あり)今の、それも何年かのうちです。(笑声)今の、それと違つたことを申し上げておきましても、それが今の吉田内閣がこの際責任をとらなければならぬという結論にはならぬと思ひます。

○矢嶋三義君 それはつけたりであつて、私は政治家緒方さんの個人として、國民に對して政治家として、民主政治家として何ら責任を感じないかといふことを伺つてゐるのです。そういうことではいいんですか、今日です、これは憲法違反だ、こういうふうな解釈を表明されて、それで新聞社に出たものはそれは間違つておつたと取消ししても何も要求しないで、みづから認めて、それを天下に公表されて、二年のちの明後年です、これは。あのときはああ言つたが、あれは憲法違反じやないのだ、國家の基本の憲法違反じやないのだと言つて何ら責任はないんでしようか、政治家というものはそれでよろしいんでございましょうか。私は政治家緒方さん個人の所見を承わつておるのです。

○國務大臣(緒方竹虎君) 過ちを改めるに憚ることなかれ(笑声)で少しも差支えないと思ひます。

○矢嶋三義君 驚き入つた次第です。これはもう相手にならない。これが吉田内閣の性格だよ。(「進行々々」と呼ぶ者あり) あきれたものだ。

○竹下豐次君 もう五分たつたら一時半になりますから、相當の時間がたち

ましたし、そうして緒方副總理に對する質問はもう大体済み、政府の態度も國防會議の問題につきましては大体はつきりしたように思ひますので、これで暫らく休憩されまして、それから午後又會議を続行されて保安庁長官に對する一般質問に入るといふことにお取計らいをお願いしたいと思ひます。

○贊成(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○矢嶋三義君 今日土曜ですが、竹下委員の發言御尤もだと思ひます。それで今後の審議日程をともかく考えねばならぬので、ともかく屋敷時間は一時間なう一時間置いて理事會を開いてそれを協議して、それからやりましよう、行き当りばつたりこでやつておつても……

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

それでは本日保安庁より提出された資料に關係する御質問はこれを以て終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) それでは暫時休憩いたします。

午後一時三十五分休憩

午後四時三十分開會

○理事(竹下豐次君) 休憩前に引続きまして委員會を開会いたします。防衛庁設置法案とそれから自衛隊法案、両案につきまして木村長官に對しまする一般質問を開始したいと思ひます。

○楠竹春彦君 先日總理に對する一般

質問の際に本日の私の質問の概略をあらかじめ提出いたしておきましたので、そのとき申上げました順序通り質問を進めることにいたします。

第一に國際法的見地及び防衛組織に關する各國間の比較法的立場から質問をいたします。そこで先日質問いたしましたように、スイスとか大韓民國とかインドとかパキスタン等にあるあの防衛力は軍であるとお認めになるのであるかどうか。それらの國の防衛力は軍であるとお考えになるような場合には、それは戦力なき軍隊であるか、或いは戦力ある軍隊であるかどうかといふことを第一にお尋ねいたします。この私の質問はこれも先日申上げました通りに、國民の持つております疑問をこの際政府の側におかれまして十分國民が納得するように説明して頂くのを目的として質問いたしておるような次第であります。

○國務大臣(木村篤太郎君) この憲法第九條第二項における戦力の解釈についてであります。これは御承知の通り未だ一定の定説はないのであります。而うして外國の軍隊が戦力に該當するや否やといふことは、これはその外國自体が定めることとあります。日本國の憲法自体は日本がこれを判斷すべきものであると私は考へております。スイスその他の國の今現有しておる兵力が戦力であるかどうか、それはそのスイスその他の國の与えられた状況、その近隣の國々との他と比較して考へることだろつと私は考へております。ただ日本の憲法自体においていふゆるきめられておる戦力は、これまでしばしば申上げておる通り客觀的にこれを見るべきであつて、我々とい

ましてはその範囲において兵力を持とうと考へておるのであります。

○植竹春彦君 国際法は国家間のこの諸取極めを規定いたします法律であるために、その国家の所有する個人或いは団体、例えば軍隊とか、防衛力とか又船舶とかいうようなものが国際紛議を生じ、例えば船が拿捕された、或いは自然人が捕まつたというような場合に、その個人が一国の軍隊に属するか、或いは又軍以外の防衛団体に属するか、又その船舶が軍艦であるか、又捕まつたが、それは又戦力なき軍隊によつて捕まつたか、警察力によつて捕まつたか、或いは海賊行為であるかどうかといったような解釈が当然必要となつて参りますので、この戦力の決定に當りましては一つの國家が持つております防衛力が戦力であるかどうか。即ち正規の軍隊かどうか。戦力ある軍隊であるかどうかということと同じ基盤に立つてこれを考へて行く。その同じ基盤に立つてその概念を決定して行くことが妥當であると思はれるし、又その國際法上の問題が生じたときには當然そういつたような概念の下に事を處理して行かなければならないと考へますので、再びその疑念を質問いたすわけでありませう。即ち質問の要點はそれらの各國の防衛力が戦力、近代戦にふさわしい装備、近代戦にふさわしい力を有するか否かということ、これはその國內法で以て規定するばかりではなく、外國からながめてもやはりその國の持つてゐる防衛力をそ

るわけであるか、戦力なき防衛力であるかということを見きわめて認識しておくことが當然必要な事態が生じて来ると思つておるのであります。その意味においてスイス、大韓民國、インド等の例を挙げまして、私はその戦力ある軍隊であるかないかという概念を日本側からながめてやはり法理論上もきめておかなければならない、かように考へるのであります。その意味でいま一応政府の御見解を承わりたいのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 前回同じようなお尋ねがありました、時間の都合もございまして十分なお答えができませんでしたのは甚だ遺憾に存じます。只今の重ねてのお尋ねでございますが、私が取違へておつたら御了承願ひますが、二つの面からの問題があるように思ひます。一つの面は、この開戦は解答いたしましたように、又今木村大臣から申しましたように、憲法九条に言う戦力との關係において、比較的確の立場において外國の軍隊なり、戦闘力というものをどう見るかという問題がありませう。それからまた仮定の問題でございませう。それからまた仮定の問題として、現実的の武力の衝突、或いはよそからの侵入というものが我が國にあつた場合に、その相手方の戦闘力というものがその際にどういふ影響を持つるか、恐らく二つの要點を含んでのお尋ねであつたかと思つておられます。それで、その全体につきましては木村大臣も答へました通り、これは憲法九条といふものは我が國の保持する戦力を禁止しているものでございませうからして、我が國の事情、条件というものに應じて判定せらるべきであるといふふうに考へるわけでありませう。それから第二の問題、私がはしいますに仮定いたしました

たけれども、外から或る種の武力が入つて来るという場合に、これを防ぐ立場から見ての問題といふことになつて参りますと、それがいわゆる急迫不正の侵害であります限りにおいては、それが如何なる形の或いは形式のものでありまして、我が國としては國の生存を守るためにこれは防がなきゃならん。いわゆる自衛行動をやらなきゃならん。この点においては、相手のもの如何にかかわらないことでありまして、それに應じて適切な手段をとるといふことに尽きると思ひます。ただ問題は、その場合に外國の正規軍が堂々と押寄せて来た、それを迎え討つという場合には、いわゆる直接侵略の典型的な場合になるであらう。或いは然らずして、いわゆる集團の暴徒と申しませう、外國の政府なり主權維持との關係のないものが押寄せて来る場合もある。それを直接侵略と見るか、間接侵略と見るかというように形に応じてこちらが出動いたします場合に、手続等の違いがあるかと存じますが、それに尽きることであつて、要は急迫不正の侵害である限りにおいてはこの自衛隊の出動の客体になり得る、こういうことに尽きるのではないかと考へておるわけでございます。

○植竹春彦君 私の質問いたします要點は、例えば大韓民國の防衛力が正規軍である。即ち戦力のある正規軍であるといふふうには大韓民國自体の國內法においても認められ、又國際法的にも正規軍、戦力ある正規軍として取扱はれておるやうな場合に、若し日本の今の保安隊なり自衛隊なりがそれと努力を並べ、戦力とを有するやうな場合には、そこに日本國民としては、やはり日本の土地の広さ、又防衛線の広狭大小から考へて、日本の自衛隊を戦力ある防衛力といふふうになつて、これが極めて常識的であるといふふうには國民の中にはそういうふうな觀察する者もあることは事實でありますので、その問題に對するいま一応の御説明を質問いたしまして御答弁を得まして、それから次の問題に移りたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今のお尋ねは、結局又この第九条で持つことを禁ぜられておりますところの戦力の判断として、仮りに大韓民國といふやうなものに正当に戦いを交えて何と申しますか、それを遂行し得ると申しませうか、そういうやうなことになるれば戦力になるのではないかと申すやうな御疑念ではないかと思ひますけれども、これは結局戦力の判定について具體的に假定の國を予定いたしましたので、どこが攻めて来れば必ず勝つ、どこが攻めて来れば負けるといふやうなことでございませう、事柄のこれは性質上当然のことと思ひますけれども、めどがつき得ないことになるわけですね。國によつては非常に乏しい実力を持つてなお軍隊と稱してゐる國もあるわけでありませうからして、そういうものと戦つた場合に勝つといふことであれば、それがもう戦力だからだめであるといふことになりまして基準がつかかぬもので、そういうことでなしに、やはり抽象的といふお叱りにはありませうけれども、日本の置かれた立場における近代戦遂行能力といふやうな形で憲法は日本の立場において最も恐ろしい侵略の勢力のものを禁止しておる、こゝう申上げざるを得ない、こゝういふ結論でおるのでございます。

○植竹春彦君 私の質問の要點はそこにあるのではなく、大韓民國といふのは一例を挙げたに過ぎませんので、例えばインドにいたしまして、あのインドの正規軍、あの程度の装備を有するものがこの戦力ある軍隊とお認めになるかどうかといふ質問なのであります。いま一応法制局長官から御答弁願ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) こういうこととてございませうか。仮にあの程度の軍隊を日本が持つておつたとすれば、それは憲法に觸れるだらうかどうか、ということであるかと思つておられますが、

○植竹春彦君 そうではない。遑遑であるかないかといふことを御質問しておるのではないかと申すので、インドのあの装備、あの防衛力、あのインドの軍隊を戦力ある軍隊とお考へになるか、戦力のない軍隊とお考へになるか、こゝういふ單純な質問なのでございませう。

○政府委員(佐藤達夫君) それは前回お答えしたのでございませうけれども、仮りにインドの憲法に戦力の規定があるといふやうな場合に、素朴な考へ方ではございませうけれども、インドの人がどう考へるか、又インドの國情から見てそれがどうであらうかといふことにつきては申上げ得ない、極めて卑近なことを申上げて恐縮でございませうけれども、例えば普通教育だとか、或いは健康で文化的な最低生活といふやうな言葉が日本の憲法にございませうけれども、インドで教へておるところの教育といふものは普通教育かどうかといふやうなことに似た

ようなことでありまして、おの／＼その国の事情もありますこととございすから、一律にこれはお答えのしにくい問題じやないか、かように考えておるわけでございます。

○植竹春彦君 次の問題に移りまして、そうすると今の長官のお答えは、例えばここに扇子がある。そうすると世間一般ではこれは扇子だということになるのじやないか。そうすると、私たちはこれを扇子だというけれども、もし憲法を改正して、これをうちわだという、扇子じやない、うちわだというふうに、自今扇子の定義を変えてうちわだと言えというふうになりますと、その憲法改正した瞬間から、扇子と言ふのはいけないでうちわになる、こういうふうな意味でありますか。つまり言い換えますれば、日本の現有し自衛隊というものが、憲法が改正されまして、若し戦力ある軍隊を置けるというふうな憲法が改正されますれば、只今の自衛隊の装備そのままですぐそれは憲法改正の瞬間から戦力ある軍隊ということが出来る、かような意味でありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) ちよつとお尋ねの趣旨がよくのみ込めませんけれども、憲法を、例えは今のままで……。

○植竹春彦君 もう一遍申上げます。つまり只今の自衛隊が、若し憲法を改正して、日本に戦力ある軍隊を置くことが出来る憲法が改正せられましたならば、現在の保安隊でも、まして漸増されました自衛隊においては、その自衛隊の実体を変更せずして、憲法改正のその瞬間から戦力ある軍隊と認め得るようになりますかどうですかとい

う質問であります。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもはこの戦力というものを、客観的のその力、いわゆる総合された力ということ

で申上げておるわけでありまして、それで判断しておりますからして、憲法が仮に戦力についての第二項の規定が変つて外されて、憲法が変つたと申しまして、これはそれだけのことであつて、その実体の力が変らない限りにおいてはその本質は変らない。仮に、この戦力の限界すれ／＼のところまでもうすでに自衛隊の力が行つておつて、そうしてもつとこれを増強したい、併しもう憲法の戦力の段階の一手前であるから、それを増強すればもう憲法違反になるという場合に、今度憲法が改正されて第二項がなくなれば、これはもつと上廻つた力を持ち得るわけでありまして、そうでなしに、今の力をそのまま持ち続けておる場合において、憲法第九条第二項が變つたと申しまして、戦力そのものの関係では少しも變つて来ないのであつて、ただ問題は、今お触れにはなりませんが、規定が自然なくなりましようから交戦権が出て来るということは別の問題としてありましようけれども、それ以外のことについては變りはないということになるわけでありまして。

○植竹春彦君 まだ質問したい点もありませんが、これは他日、各会派においての質問の御予定もあることでありますから、そのあとの自余の時間で、時間が余りました際に質問を留保いたします。

○理事(竹下豐次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

五月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月六日)

一、航空技術審議会設置法案(予備審査のための付託は五月六日)

一、調達庁設置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月六日)

昭和二十九年六月一日印刷

昭和二十九年六月二日発行

參議院事務局

印刷者、大藤省印刷局